

平成二十年十一月二十日提出
質問第二六六号

資格証明書の発行に関する再質問主意書

提出者
山井和則

資格証明書の発行に関する再質問主意書

- 一 今年一〇月三〇日に厚生労働省は、親が国民健康保険の保険料を滞納して保険給付を差し止められ、子どもが「無保険」状態となっている問題で、「資格証明書の発行に関する調査」結果を公表した。今回の調査結果では三分の二の自治体において、子どもがいる世帯には資格証明書が発行されていない。「子どもがいる世帯には資格証明書を発行しないことは、子どもがいる世帯の滞納率が上がり、モラルハザードが生じる」という批判もある。そこで、お伺いする。実際に子どもがいる世帯に資格証明書を発行しないことにより、滞納率が上がったという事例やデータを国は把握しているのか。また、子どもがいる世帯に資格証明書を発行していない三分の二の自治体が、子どもがいる世帯にも資格証明書を発行している三分の一の自治体よりも滞納率が高いという実態やデータはあるのか。
- 二 親が国民健康保険料を滞納したことが原因で、子どもが資格証明書を発行され、必要な医療が受けられない場合があれば、それは児童福祉法違反ではないか。
- 三 親が国民健康保険料を払わないことに対して、子どもに罪や責任はあると考えるか。
- 四 もし親の国民健康保険料滞納に対して、子どもに罪も責任もないと考えるならば、親の保険料滞納を理

由として、子どもに資格証明書を発行するのは問題ではないか。
右質問する。